

生徒指導提要の改訂に関する協力者会議の設置について

令和3年6月2日
初等中等教育局長決定

1. 目的

学校における生徒指導については、近年、いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数等が増加傾向にあるなど、課題は深刻化している。

また、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書である生徒指導提要が平成22年に作成されて以降、「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等が施行され、これまで各地域において対策等が進められているところであるが、事案発生等の後の対応のみならず、いじめ等を未然に防止し、全ての子供たちが安心して学校に通えるよう、多様な児童生徒の状況に対応した支援・指導体制の確立等が必要となっている。

このような今日的な状況を踏まえ、生徒指導の概念・取組の方向性等を再整理し、生徒指導提要を改訂し、教育委員会及び学校における生徒指導の充実に資するものとする。

2. 検討事項

生徒指導提要の改訂について

3. 実施方法

- (1) 協力者会議の実施に当たっては、別紙の学識経験者等の協力を得るものとする。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聞くことができるものとする。

4. 実施期間

令和3年6月2日から令和4年3月31日までとする。

5. その他

この協力者会議に関する庶務は、初等中等教育局児童生徒課において処理する。

(別紙)

「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」協力者

(50音順)

- | | |
|--------|--|
| 浅野 明美 | 全国養護教諭連絡協議会会長 |
| 新井 肇 | 関西外国語大学外国語学部教授 |
| 池辺 直孝 | 神奈川県立湘南高等学校長 |
| 石隈 利紀 | 東京成徳大学応用心理学部教授
東京成徳大学大学院心理学研究科長 |
| 伊藤 美奈子 | 奈良女子大学研究院生活環境科学系教授 |
| 伊野 亘 | 独立行政法人国立青少年教育振興機構理事 |
| 大字 弘一郎 | 世田谷区立下北沢小学校長
全国連合小学校長会長 |
| 岡田 俊 | 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所知的・発達障害研究部 部長 |
| 岡田 弘 | 東京聖栄大学健康栄養学部教授 |
| 奥村 理加 | 八王子児童相談所児童福祉相談専門課長 |
| 栗原 慎二 | 広島大学大学院人間社会科学研究科教授
日本学校教育相談学会会長 |
| 笹森 洋樹 | 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
発達障害教育推進センター
上席総括研究員（兼）センター長 |
| 七條 正典 | 高松大学発達科学部教授 |

高田 直芳	埼玉県教育長
土田 修	日本 PTA 全国協議会副会長
野田 正人	立命館大学大学院人間科学研究科特任教授
針谷 修	台東区保護司会長
藤田 絵理子	和歌山大学教育学部 附属三校教育相談コーディネーター
丸山 陽一	川口市教育委員会指導課主幹
三田村 裕	八王子市立上柚木中学校長 全日本中学校長会顧問
三村 隆男	早稲田大学大学院教育学研究科教授
宮寺 貴之	科学警察研究所犯罪行動科学部付主任研究官
八並 光俊	東京理科大学教育支援機構教職教育センター教授 日本生徒指導学会会長
山下 一夫	鳴門教育大学長

【オブザーバー】

小野 憲	国立教育政策研究所総括研究官
滝 充	国立教育政策研究所客員研究員
宮古 紀宏	国立教育政策研究所総括研究官

生徒指導提要の改訂にあたっての基本的な考え方

1. 背景・目的

- ・近年、いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向であるなど、課題は深刻化。
- ・生徒指導提要が平成 22 年に作成されて以降、10 年以上が経過し、生徒指導提要に関する「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等が施行されるなど、個別事項を取り巻く状況は変化。
- ・今日的な状況を踏まえ、生徒指導の概念・取組の方向性等を再整理し、生徒指導提要を改訂。

2. 改訂の基本的な考え

改訂にあたっては、近年の中教審答申等の内容等に基づき、議論及び整理を進めていくとともに、現行の生徒指導提要と同様に、必要に応じて小学校を含めた学校段階別に内容を書き分けることとする。

1) 「積極的な生徒指導」の充実

- ・『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)等を踏まえ、目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけではなく、「成長を促す指導」等の「積極的な生徒指導」を充実。

2) 個別の重要課題を取り巻く関連法規等の変化の反映

- ・個別課題(いじめ、不登校、児童虐待等)について、平成 22 年の生徒指導提要作成時からの社会環境の変化(法制度、児童生徒を取り巻く環境等)やそれらに応じた必要な対応等について反映。

3) 新学習指導要領やチーム学校等の考え方の反映

生徒指導全般に係る事項として、全体を通して、

・生徒(児童)の発達の支援

(「生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。」¹⁾)

・チームとしての学校²⁾

・学校における働き方改革³⁾

・多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導⁴⁾

・生徒指導上の課題に関するデータの活用(GIGA 端末の活用含む)

等について反映。(各答申等における該当の記載については、「参考資料 1」参照。)

¹ 中学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説【総則編】第 1 章 総則 第 4 生徒(児童)の発達の支援 1 生徒の発達を支える指導の充実(2) 生徒指導の充実等

² 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(平成 27 年 12 月中教審)等

³ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成 31 年 1 月中教審)等

⁴ 「魅力ある学校づくり検討チーム」報告(令和 2 年 9 月 文部科学副大臣決定)等

3. その他（改訂作業にあたっての留意事項等）

- ・ 全教職員や関係機関の職員等を対象に活用されることを想定
 - － 構成や内容等について工夫するとともに、使用する言葉についても、読み手を意識した表現ぶりを使用。
- ・ 利用者が参照しやすくなるよう工夫
 - － 必要不可欠なものに内容を精選し、提要本体（現行約 200 頁）の分量を削減。
 - － キーワードにリンクを付す、索引をつけるなどして、関連情報へアクセスしやすいように工夫。
- ・ デジタルテキストとして作成
 - － 法改正や名称改正時等、情報のアップデートが必要な際に、ネット上の資料を随時更新できるよう、デジタルテキストを作成。

（参考）「積極的な生徒指導」に係る政策文書等の記載

『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（令和3年1月26日中央教育審議会）
第Ⅱ部 各論 2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について
(6) いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策（抄）

- こうした課題に対処するためには、児童生徒の問題行動の発生を未然に防止するために、成長を促す指導等の積極的な生徒指導の充実、生徒指導上の課題の発生や深刻化につながることも指摘される背景や要因といった困難の緩和、教育相談体制の整備、教育委員会・学校における組織的な対応の推進を図るとともに、児童虐待防止に向けては、教育委員会・学校と市町村、児童相談所、警察等の関係機関との連携強化を図っていくことが必要である。

「魅力ある学校づくり検討チーム」報告（令和2年9月8日）文部科学副大臣決定

＜Ⅲ. 取り組むべき施策＞

（総論）1. 積極的な生徒指導（抄）

- 生徒指導提要（平成22年3月 文部科学省）にある通り、生徒指導とは、「一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動」である。その目標は、全ての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活が全ての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることである。
- （中略）また、生徒指導は「成長を促す指導」、「予防的な指導」、「課題解決的な指導」の3つに分けることができる。いじめや不登校等の生徒指導上の課題について、問題行動など目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけでなく、成長を促す指導や予防的な指導を改めて認識することで、問題行動の発生を未然に防止し、全ての児童生徒が自ら現在や将来における自己実現を図っていくための能力の育成を目指し、学校におけるあらゆる場面を通じて積極的に生徒指導を行っていくことが重要である。

生徒指導提要の改訂

生徒指導提要

生徒指導の実践に際し、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な生徒指導の取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する基本書**として、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法、個別課題への対応**（いじめ、不登校、暴力行為…）等について網羅的にまとめたもの（平成22年3月作成）。



生徒指導提要

平成22年3月
文部科学省

改訂の背景

- 平成22年に**生徒指導提要が作成されて以降、10年以上が経過**。
- 近年、**いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向**であるなど、**課題は深刻化**。また、生徒指導提要に関する「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等が施行されるなど、**個別事項を取り巻く状況は変化**。
- 今日的な状況を踏まえ、**「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」において生徒指導提要を改訂**（右記QR）。



改訂の基本的な方向性

- **「積極的な生徒指導」の充実**
目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけでなく、「成長を促す指導」等の「積極的な生徒指導」を充実。
- **個別の重要課題を取り巻く関連法規等の変化の反映**
個別課題（いじめ、不登校、児童虐待等）について、平成22年の生徒指導提要作成時からの社会環境の変化（法制度、児童生徒を取り巻く環境等）やそれらに応じた必要な対応等について反映。
- **新学習指導要領やチームとしての学校等の考え方の反映**
生徒指導全般に係る事項として、全体を通して、生徒（児童）の発達の支援、チームとしての学校、学校における働き方改革、多様な背景（障害や健康、家庭的背景等）を持つ児童生徒への生徒指導等について反映。

※教職員や関係機関の職員等が参照しやすくなるように留意。

スケジュール（案）

- **第1回（R3.7.7）**
 - ・改訂の基本的な考え方
 - ・ヒアリング（中学校、高等学校）
- **第2回（R3.7.30）**
 - ・ヒアリング（高等学校、積極的な生徒指導）
 - ・目次構成案
- **第3回（R3.8.25）**
 - ・ヒアリング（自殺、少年非行）
 - ・多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導に関するWGの設置
 - … ヒアリングや目次構成等について検討の後、本会議委員を中心に執筆
 - … 年度内取りまとめ予定

【現行】

第1章 生徒指導の意義と原理

生徒指導の意義と課題／集団指導・個別指導の方法原理 等

第2章 教育課程と生徒指導

教科における生徒指導／道徳・総合・特別活動における生徒指導

第3章 児童生徒の心理と児童生徒理解

児童生徒理解の基本／児童期・青年期の心理と発達 等

第4章 学校における生徒指導体制

生徒指導の組織／生徒指導主事の役割／年間指導計画／教員の研修／資料の保管・活用と指導要録 等

第5章 教育相談

教育相談体制の構築／教育相談の進め方／スクールカウンセラー、専門機関等との連携 等

第6章 生徒指導の進め方 I 児童生徒全体への指導

組織的対応と関係機関等との連携／守秘義務と説明責任／基本的な生活習慣の確立／児童生徒の安全にかかわる問題 等

II 個別の課題を抱える児童生徒への指導

①問題行動の早期発見と効果的な指導／②発達に関する課題と対応／③喫煙、飲酒、薬物乱用／④少年非行／⑤暴力行為／⑥いじめ／⑦インターネット・携帯電話にかかわる課題／⑧性に関する課題／⑨命の教育と自殺の防止／⑩児童虐待への対応／⑪家出／⑫不登校／⑬中途退学

第7章 生徒指導に関する法制等

校則／懲戒と体罰／出席停止 等

第8章 学校と家庭・地域・関係機関との連携

学校と家庭・地域・関係機関等との連携活動／地域ぐるみで進める健全育成と学校 等

【改訂案】

第1部 生徒指導の基本的な進め方

第1章 生徒指導の基礎

生徒指導の定義と特色／生徒指導の課題（児童生徒理解の深化、人間関係形成 等）／生徒指導の方法（自己指導能力の育成、生徒指導の類型等）／生徒指導の基盤（守秘義務と説明責任、基本的な生活習慣の確立） 等

第2章 教育課程と生徒指導

総則（児童・生徒の発達の支援）／教科・特別の教科道徳・総合・特別活動における生徒指導

第3章 生徒指導の体制

生徒指導体制（学校組織、年間指導計画、校則等）／教育相談体制（定義、組織、協働、相談技法等）／危機管理体制（学校安全、安全教育等）／関係機関等との連携関係機関等との連携（保護者、教育委員会、コミュニティ・スクール等） 等

第2部 個別の課題を抱える児童生徒への対応

- ・各個別課題の対応における基本的姿勢について、第1部を踏まえ内容を精選し、必要に応じて第2部リード文に記載。
- ・各章のリード文において、それぞれ現状等について記載。
- ・各章の節構成は、以下の内容を基本として、各章の内容に応じて名称や節・項の構成を検討。
 - 1) 関連法規・基本方針等
 - 2) 学校の組織体制と計画
 - 3) 未然防止・早期発見・対応（具体的取組・対応）
 - 4) 関係機関等との連携体制

第1章 いじめ 第2章 暴力行為

第3章 少年非行（喫煙、飲酒、薬物乱用を含む）

第4章 児童虐待 第5章 自殺 第6章 中途退学 第7章 不登校

第8章 インターネット・携帯電話にかかわる課題 第9章 性に関する課題

第10章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導※

※児童生徒の障害や健康問題等の個人的背景や家庭的背景 等